公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月１７日

寒河江市長　　齋　　藤　　真　　朗

寒河江市規則第２号

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則（昭和３９年市規則第４号）の一部を次のように改正する。

第３条中「昭和２２年法律第６７号」を「昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。」に、「調整」を「作成」に改める。

第６条中「あつて」を「あって」に改める。

第７条から第９条までを次のように改める。

（行政財産の貸付け）

第７条　行政財産の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の申請があった場合において、市長が適当と認めるときは、行政財産、使用目的、貸付期間、貸付料、納付方法その他必要と認める事項を記載した契約書２通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ１通を保管するものとす

る。ただし、寒河江市暴力団排除条例（平成２４年市条例第１６号）第２条第２号に規定する暴力団員及び同条第３号に規定する暴力団員等（以下「排除対象者」という。）は、行政財産の貸付けを受けることができない。

（行政財産の貸付期間の制限）

第８条　行政財産の貸付けは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を超えることができない。

⑴　法第２３８条の４第２項第１号から第３号までに掲げる場合　３０年

⑵　法第２３８条の４第２項第４号に掲げる場合　５年

２　前項に規定する貸付期間は、更新することができる。この場合において、更新の期間は、当該更新のときから、前項第１号に該当する場合については２０年、同項第２号に該当する場合については５年を超えることができない。

３　前項の規定により行政財産の貸付けを更新しようとする者は、市有財産継続貸付申請書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

（行政財産の使用許可基準）

第９条　行政財産は、使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その使用を許可することができる。

⑴　国、他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため、特に必要と認められる場合

⑵　市の事務又は事業を推進することに効果があると認められるとき。

⑶　公の学術調査又は研究、公の施策等の普及宣伝その他公共の目的のための講演会、研究会等の用に短期間使用するとき。

⑷　水道事業、電気事業その他の公益事業のため使用することがやむを得ないと認められるとき。

⑸　職員その他市の施設を利用する者のための食堂、売店その他の福利厚生施設を設置するとき。

⑹　災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として使用するとき。

⑺　その他特に市長が必要と認めるとき。

第１５条中「公有財産の使用簿及び貸付簿（様式第６号）」を「公有財産の使用簿及び貸付簿」に改め、同条を第１８条とする。

第１４条第１項中「公有財産台帳（様式第４号）及び借入財産台帳（様式第５号）」を「公有財産台帳及び借入財産台帳」に、「すべて」を「全て」に、「登載」を「登録」に改め、同条第２項中「公有財産整理簿（様式第７号）」を「公有財産整理簿」に改め、同条を第１７条とする。

第１３条中「普通財産」を「公有財産」に改め、同条を第１６条とする。

第１２条第１項中「普通財産」を「貸付財産」に改め、同項第１号中「き損」を「毀損」に改め、同条を第１５条とする。

第１１条第１項中「普通財産」を「貸付財産」に、「申請書」を「貸付財産使用目的（造作その他）変更申請書」に改め、同条第３項中「による申請があつた」を「の規定による申請書の提出があった」に、「えないと認めた」を「得ないと認める」に改め、同条を第１４条とする。

第１０条の見出し中「貸付期間」を「普通財産の貸付期間」に改め、同条第１項中「次の」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項第１号中「）を貸付ける場合は６０年」を「以下同じ。）を貸し付ける場合　５０年」に改め、同項第２号中「及び」を「又は」に、「貸付ける場合は３０年」を「貸し付ける場合　３０年」に改め、同項第３号中「貸付ける場合は１０年」を「貸し付ける場合　１０年」に改め、同条第２項中「前項の」を「前項に規定する」に改め、同条に次の１項を加える。

３　前項の規定により普通財産の貸付けを更新しようとする者は、市有財産継続貸付申請書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

第１０条を第１３条とし、第９条の次に次の３条を加える。

（行政財産の使用の手続）

第１０条　法第２３８条の４第７項の規定による行政財産の使用（以下「目的外使用」という。）の許可を受けようとする者は、使用申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の使用申請書の提出があった場合において、前条各号のいずれかに該当するときは、使用料、使用上の制限、使用許可の取消権又は変更権の留保、財産使用上の損害賠償義務等の必要な条件を記載した許可書を交付して許可するものとする。ただし、排除対象者は、行政財産の目的外使用の許可を受けることができない。

（行政財産の使用期間の制限）

第１１条　行政財産の目的外使用は、１年を超えて許可することができない。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる行政財産の目的外使用は、当該各号に定める期間の範囲内とすることができる。

⑴　電柱又は電話柱の設置　５年

⑵　水道管、ガス管、下水道管その他の地下埋設物の設置　５年

⑶　郵便差出箱その他の公共性の高い工作物で長期にわたって使用されると認められるものの設置　５年

⑷　食堂、売店その他の福利厚生施設の設置　３年

３　前２項に規定する使用期間は、更新することができる。

４　前項の規定により行政財産の目的外使用を更新しようとする者は、市有財産継続使用申請書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

（普通財産の貸付け）

第１２条　第７条の規定は、普通財産の貸付けについて準用する。この場合において、第７条中「行政財産」とあるのは、「普通財産」と読み替えるものとす

る。

様式第１号から様式第３号までを次のように改める。

様式第１号（第７条、第１０条、第１２条関係）

年　　月　　日

寒河江市長　　様

使用者　住　所
（借受人）　氏　名

市有財産 使用/貸付 申請書

次の財産を使用したいので（貸付けられるよう）お願いします。

1　種類及び名称
2　所在地
3　形状、量目、見積価格
4　使用（貸付）目的
5　使用（貸付）期間
6　使用（貸付）料
7　その他参考事項

注　使用、貸付のいずれかを抹消すること。

様式第２号（第８条、第１１条、第１３条関係）

年　　月　　日

寒河江市長　　様

使用者　住　所
（借受人）　氏　名

市有財産継続 使用/貸付 申請書

次の財産は　　年　　月　　日限りで使用（貸付）期間満了となるが引続き使用したいので（貸付けられるよう）お願いします。

1　種類及び名称
2　所在地
3　形状、量目、見積価格
4　使用（貸付）目的
5　使用（貸付）期間
6　使用（貸付）料
7　その他参考事項

注　使用、貸付のいずれかを抹消すること。

様式第３号（第１４条関係）

年　　月　　日

寒河江市長　　様

借受人　住　所
氏　名

貸付財産使用目的（造作その他）変更申請書

次のとおり使用目的（造作その他）を変更したいのでお願いします。

1　種類及び名称
2　所在地
3　形状、量目、見積価格
4　旧使用目的
5　新使用目的
6　設計書その他参考事項

注　造作その他の変更のときは、設計書を添付すること。
　　いずれか不要の文字を抹消すること。

様式第４号から様式第７号までを削る。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日前に貸し付けた普通財産の貸付期間については、なお従前の例による。